

デジタル・トランスフォーメーション(DX)が叫ばれる中、ゼネコン大手、鹿島の海外子会社がサイバー被害を受け、情報流出があった疑いがあることが今春報じられた。建設業は取引先や社員、技術など多くの情報を抱え、漏えいに対する注意が欠かせない。SNSなど情報への注目が多様化する中、今後はシステム担当者のみならず全社員の意識向上が必要となりそうだ。情報の安全管理について、識者2人にインタビューした。

鹿島の海外子会社がサイバー被害に遭ったと聞くと目下とは別世界のようだが、情報漏えいも思わぬ人がいるかもしれない。情報漏えいのリスクはこの社にもある。漏えいがかかるのは多くの場合、人が原因だ。日本建設業連合会が公開している資料を見ると、2017年に発生した事例をベースに情報セキュリティ専門部会が安全上の脅威を順位付けしている。次のようにまとめている。

①パソコン等の情報機器紛失・盗難②ブログ等SNSへの投稿による現場写真の漏えい③図面等重要書類の紛失・盗難による情報漏えい④事故報告遅延⑤メール誤送信による図面データ等の漏えい⑥標的型攻撃メールによるコンピュータウイルス感染⑦サムウェア感染⑧決して他人ごとでない話が上位に並ぶのが分かる。建設は元請けと下請け、協力会社など関わる人数も多く、情報の安全管理にはより注意を徹底しなければならない。

SNSの裏側
昨今多いのが従業員個人のSNSを巡るトラブルだ。飲食店やアパレルショップの従業員が著名人の来店や、客の行動を投稿するといった例が広く知られるが、建設業でも、作業員が現場から見える近隣住宅の様子をスマートフォンで撮影してアップするなどの行為が実際に起きている。最近のSNSは一定時

漏えい、他人事ではない

アンビシャス総合法律事務所 奥山倫行弁護士

研修が効果的
こうした事態を防ぐための重要策の一つが社員教育だ。若い世代だけでなく経理陣も学ぶ必要がある。ニュースなどで情報漏えいが話題になったときに一度研修して終わりにするのはなく、定期的な実施を勧めたい。私の顧問先では年1回ペースで情報管理に関する社員研修会を開いている社もある。そこでは単に講師が話すだけでなく、役職ごとに最近の出来事や交えて話し合ってもらうなどの工夫をしている。「自分ごと」として考えてもらうため、適切投稿を止めた従業員個人の情報が長くさらされたままになっている事例を見せることも効果的だ。

秘密を「理解」
そもそも現場にスマホを持ち込まない、などルールを定めて社内規約を作ること有効だ。その際には、社外に明かしてはならない情報とは何を指すのか、秘密の定義は何なのか、はっきりさせることが重要になる。法的には「秘密管理性」という用語が使われるが、例えば何の印も付けられず、社内の誰も自由に見られる状態で置かれている資料などは、秘密とは言えない。この場合、誰かがその内容を社外に伝えたとしても責任を問えないこともある。

誓約書で抑止
常識で判断といってもその基準は人それぞれだ。例えば金庫で管理する書類化すると、会社は業績悪化、信用の低下といったマイナスの影響を受け、本人は労働契約や刑事、民事上の責任を追うことになる。それだけでなく、誰が投稿したかネット上で特定されて個人情報報をさらされ、人生を棒に振ってしまうこともあり得る。

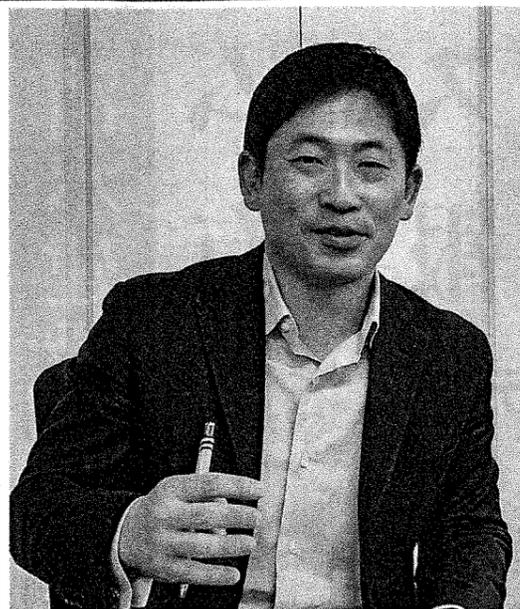
情報社会を生きる

叫ばれるDX推進

—INTERVIEW—

- 日本建設業連合会まとめ
建設業界の情報セキュリティ5大脅威
出典:日建連サイトを元に北海道建設新聞社が要約
- 1位 パソコン等の紛失・盗難
 - 2位 SNS投稿による現場写真漏えい
 - 3位 重要書類紛失・盗難による漏えい/報告遅延
 - 4位 メール誤送信による漏えい
 - 5位 標的型攻撃メールによるウイルス感染

※日建連「情報セキュリティ専門部会」で、実際に発生した事故をベースに、2017年に建設業界で影響の大きかったセキュリティ上の脅威を選び順位付け



おくやま・のりゆき 1975年札幌市出身、2001年慶大院修士課程修了。院在学中に司法試験に合格し、02年からTMI総合法律事務所勤務。07年にアンビシャス総合法律事務所を設立。企業法務、事業再生、M&Aなどに詳しく著書、講演多数。

類、社外秘のスタンプを押した書類など、誰もがわかるように明文化しておくことが重要だ。最近では情報の扱い方を解説するマニュアルを作る企業も増えてきた。想定される場面をリストアップしてQ&A式で規範を示すのもいいやり方だ。もし規約が整っていない場合、従業員に秘密を漏らさないという誓約書を書いても、書く段階で意識が高まり、抑止効果が出るからだ。

被害者を把握
それでも情報漏えいが起きることはあり得る。問題が発生したとき、株式上場企業であれば速やかに開示する義務があるが、非上場の中小企業はどうすべきか。まず判断するのは被害者を特定できるかどうかだ。誰が被害を受けたか分かり、その数が限定的なら、個別対応・協議を検討できる。一方、被害者が集団的で特定も難しい場合は被害拡大防止の観点からも公表を検討する必要がある。早いほうが良いが、情報が不正確ではかえって混乱を招くため、ある程度の調査も考えなければならぬ。

仮に被害者が少なかったとしても、事実を隠すことがあってはならない。私が弁護士になった20年以上前なら、発生した問題をこまますような対応を企業に指導する弁護士が少なからずいた。だが時代が変わり、隠すのは企業にとつてもむしろマイナスが大きい。今は「逃げない・隠さない・偽らない」が原則だ。ビジネスをやる上では、万一に備えて保険に入っておくなどリスク管理意識が求められる。